

令和七年二月

令和七年二月文京区議会定例議会議案

文
京
区

目次

議案第六十二号	文京区役所組織条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第六十三号	文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	7 頁
議案第六十四号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	9 頁
議案第六十五号	文京区職員定数条例の一部を改正する条例	13 頁
議案第六十六号	文京区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	15 頁
議案第六十七号	文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	17 頁
議案第六十八号	文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例	21 頁
議案第六十九号	文京区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	23 頁
議案第七十号	文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	25 頁
議案第七十一号	文京区立公園条例の一部を改正する条例	33 頁
議案第七十二号	文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例	39 頁
議案第七十三号	文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	41 頁
議案第七十四号	文京シビックセンター二十五・二十六階改修工事請負契約	45 頁

議案第七十五号

文京シビックセンター二十五・二十六階改修機械設備工事請負契約

47 頁

議案第七十六号

区域外における公の施設の設置に関する協議について

49 頁

議案第六十二号

文京区役所組織条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区役所組織条例の一部を改正する条例

文京区役所組織条例（昭和四十七年三月文京区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表子ども家庭部の項に次のように加える。

四 児童相談所に関すること。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説 明）

行政組織を再編するため、本案を提出いたします。

議案第六十三号

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月文京区
条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「二五三、四〇〇円」を「二五五、六〇〇円」に、「二三三、七〇〇円」を「二三五、八〇〇円」に、
「二九二、八〇〇円」を「二九五、四〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「一四六、三〇〇
円」を「一四七、六〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説 明）

報酬の額を改定するため、本案を提出いたします。

議案第六十四号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第一条 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年十二月文京区条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号及び第四号並びに第十条第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(文京区個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第二条 文京区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和五年三月文京区条例第一号)の一部を次のように改正する。

付則第五項及び第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第三条 職員の分限に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第三号及び第四号並びに第二十六条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第五条 職員の退職手当に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号及び第五項第二号、第十八条の見出し及び同条第一項第一号、第十九条第一項第一号並びに第二十一条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（文京区プール条例の一部改正）

第六条 文京区プール条例（昭和五十年三月文京区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第七条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三号及び第四号並びに第二十九条第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第一条の規定による改正後の文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第二十六条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十七条第一項及び第五項、第十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第二十一条第四項並びに職員の退職手当に関する条例第二十一条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第七条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（その他の経過措置の規則への委任）

7 付則第三項及び第五項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

8 付則第四項及び第六項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て規則で定める。

(説明)

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六十五号

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

文京区職員定数条例（昭和五十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「一、七〇七人」を「一、七四三人」に、「二一人」を「二三人」に、「三二八人」を「三三四人」に、「一五九人」を「一七五人」に、「二二、一二〇人」を「二二、一八〇人」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説 明）

職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、本案を提出いたします。

議案第六十六号

文京区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
文京区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年十月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条を第十七条とし、同条の前に次の一章及び章名を加える。

第五章 文京区災害弔慰金等支給審査会

（設置）

第十六条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議するため、区長の附属機関として、文京区災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、医師、弁護士その他区長が必要があると認められた者のうちから、区長が委嘱する委員五人以内をもつて組織する。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 雑則

付則第二項中「第十四条第一項に」を「第十三条第一項に」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

文京区災害弔慰金等支給審査会を設置するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六十七号

文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例（平成二十七年三月文京区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「員数」の下に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）が第一号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第一号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。以下同じ。）を加え、同項第三号中「介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）を「省令」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項各号列記以外の部分中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「同項」を「第一項」に改め、同項各号中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、担当する第一号被保険者の数が六千人以上九千人未満であるセンターが存する場合において、地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の一のセンターごとに、当該一のセンターが担当する第一号被保険者の数に応じて第一項又は前項の規定により算出した常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ第一項又は前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、第一項各号に掲げる者のうちから二人以上とする。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、三千人以上六千人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから二人以上とする。

第三条第二項中「省令第四百四十条の六十六第一号ロ(2)に規定する」を削る。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(説 明)

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部改正に伴い、職員配置に係る特例を設けるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六十八号

文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成二十七年三月文京区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。
第十四条第一号中「第四百十条の六十六第一号ロ(2)」を「第四百十条の六十六第一号イ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六十九号

文京区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
文京区公衆浴場法施行条例（平成二十四年三月文京区条例第十二号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第六号ウ中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説 明）

公衆浴場の衛生に必要な措置の基準を改めるため、本案を提出いたします。

議案第七十号

文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和七年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和二十八年六月文京区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。
 道路占用料金表

法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物							占 用 物 件	単 位	占 用 料
			第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電柱	一本につき 一年	一二、三〇〇円	
			第二種電柱			第二種電柱		一九、〇〇〇円	
			第三種電柱			第三種電柱		二五、六〇〇円	
			第一種電話柱			第一種電話柱		九、二六〇円	
			第二種電話柱			第二種電話柱		一四、八〇〇円	
			第三種電話柱			第三種電話柱		二〇、四〇〇円	
			その他の柱類			その他の柱類		一、一〇〇円	

法第三十二条第一 項第二号に掲げる 物件		共架電線その他上空に設ける線類		長さ一メートルにつ き	一一〇円
		地下に設ける電線その他の線類		一年	六六円
		路上に設ける変圧器		一個につき	一〇、八〇〇円
		地下に設ける変圧器		占用面積一平方メー トルにつき	六、六二〇円
		変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所		一年	二二、〇〇〇円
		広告塔		表示面積一平方メー トルにつき	八〇、〇〇〇円
		その他のもの		一年	二二、〇〇〇円
		外径が〇・〇四メートル未満のもの		占用面積一平方メー トルにつき	二六〇円
		外径が〇・〇四メートル以上〇・〇 七メートル未満のもの		一年	四六〇円
		外径が〇・〇七メートル以上〇・一 メートル未満のもの			六六〇円
		外径が〇・一メートル以上〇・一五 メートル未満のもの			九九〇円
		外径が〇・一五メートル以上〇・二 メートル未満のもの		長さ一メートルにつ き	一、三二〇円
				一年	

法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室			占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	四〇、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二五、三〇〇円
			階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの							
法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	上空に設ける通路			占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	四〇、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二五、三〇〇円
			階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの							
法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下に設ける通路			占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	四〇、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二五、三〇〇円
			階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの							
法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	その他のもの			占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	四〇、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二五、三〇〇円
			階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの							
外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	一、九八〇円	二、六五〇円	四、六四〇円	六、六二〇円	一三、二〇〇円	一七、七〇〇円	二二、〇〇〇円

令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第二号に掲げる工作物	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。） 第七条第一号に掲げる物件		看板（アーチ式であるものを除く。）	標識	旗ざお及び幕	アーチ式工作物	法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	商品置場その他これに類するもの	看板（アーチ式であるものを除く。）	標識	旗ざお及び幕	アーチ式工作物	令第七条第三号に掲げる施設
		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	商品置場その他これに類するもの					看板（アーチ式であるものを除く。）	標識	旗ざお及び幕	アーチ式工作物	令第七条第三号に掲げる施設			
占用面積一平方メートルにつき 一年	占用面積一平方メートルにつき 一年	一基につき 一年	占用面積一平方メートル又は一本につき 一年	占用面積一平方メートル又は一本につき 一日	一本につき 一年	表示面積一平方メートルにつき 一年	占用面積一平方メートルにつき 一年	占用面積一平方メートルにつき 一日	八〇〇円	八〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	一七、六〇〇円	八〇〇円	八〇、〇〇〇円	八〇〇円
Aに〇・〇二四を乗じて得た額		四〇〇、四〇〇円	八〇〇、九〇〇円	八〇、〇〇〇円	八〇〇円	八〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	八〇〇円	八〇〇円	八〇〇円	八〇〇円	一七、六〇〇円	八〇〇円	八〇〇円	八〇〇円

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(施行期日)
付 則

令第七条第十号に掲げる応急仮設建築物	建築物	その他のもの	階数が一のもの	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額			
			階数が二のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		
令第七条第十二号に掲げる器具	原動機付自転車、二輪自動車又は自転車の車止め装置その他の駐車用設備	その他のもの	階数が三のもの	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額			
			階数が四以上のもの		Aに〇・〇〇二を乗じて得た額		
令第七条第十三号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	その他のもの	階数が一のもの	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額			
			階数が二のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		
			階数が三のもの			Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	
			階数が四以上のもの				Aに〇・〇〇二を乗じて得た額

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、既にこの条例による改正前の文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

(説明)

占用料を改定するため、本案を提出いたします。

議案第七十一号

文京区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立公園条例の一部を改正する条例

文京区立公園条例（昭和五十五年四月文京区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の二を削る。

第十七条中「又は附帯設備」を削る。

第十九条第一項中「又は附帯設備」及び「又は別表第二の二」を削る。

第二十九条第二項第二号中「有料公園施設」の下に「又は附帯設備」を加える。

第三十条第二項中「有料公園施設又は附帯設備」とあるのは「有料公園施設」とあるのは

「有料公園施設又は附帯設備」に改め、同条第五項中「、有料公園施設」の下に「又は附帯設備」を加え、「有料公園施設又は附帯設備」とあるのは「有料公園施設」とあるのは「有料公園施設又は附帯設備」に改め、「又は別表第二の二」を削る。

第三十一条第一項中「及び別表第四」を「から別表第五まで」に改める。

第三十四条中「及び別表第四」を「並びに別表第四及び別表第五」に改める。

別表第一中

					地下部分	地上露出部分						
二〇、七〇〇円	二、三四六円	一三、二四八円	一、一八四円	七九六円	五〇六円	一、〇三八円	一、六八八円	六七四円	一、六八八円	一、六八八円	一、〇一二円	二、二七八円

を

					地下部分	地上露出部分						
二二、五〇〇円	二、五五〇円	一四、四〇〇円	一、四二〇円	九〇九円	五四五円	一、二四五円	一、八一九円	七二七円	一、八一九円	一、八一九円	一、〇九一円	二、四五五円

に改める。

別表第二の二を削る。

五五円	三、三〇〇円
-----	--------

別表第三中

五五円	二〇、七〇〇円	二、三四六円
-----	---------	--------

を

六〇円	二二、五〇〇円	二、五五〇円
-----	---------	--------

に改める。

別表に次の一表を加える。

別表第五（第三十一条、第三十四条関係）

一 有料公園施設の利用料金の限度額

松聲閣集会室		有料公園施設名	
和室 B	和室 A	施設名	
七〇〇円	七〇〇円	一室	一単位当たりの金額
一、四〇〇円		二室	

	洋室 A	一、〇〇〇〇円	一、〇〇〇〇円
	洋室 B	一、〇〇〇〇円	

備考

1 有料公園施設の使用単位は、次のとおりとする。

- 一 午前 午前九時から午後零時三十分まで
 - 二 午後 午後一時三十分から午後五時まで
 - 三 夜間 午後五時三十分から午後九時まで
- 2 二単位以上使用する場合には、引き続き使用することができる。

二 附帯設備の利用料金の限度額

種別	使用単位	金額
音響セット	一式一回	五〇〇〇円
液晶プロジェクター	一式一回	二〇〇〇円

備考

- 1 附帯設備の使用単位の一回は、有料公園施設の使用単位に対応する時間とする。
- 2 附帯設備のみの使用は、認めない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、既にこの条例による改正前の文京区立公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第十二条の規定により行った令和七年四月一日以後の松聲閣集會室の占用に係る許可は、施行日以後においては、この条例による改正後の文京区立公園条例（以下「新条例」という。）第三十条第一項において読み替えて準用する第十二条の規定により行った許可とみなす。

4 施行日前に旧条例第十七条の規定により行った令和七年四月一日以後の松聲閣集會室の使用に係る承認は、施行日以後においては、新条例第三十条第二項において読み替えて準用する第十七条の規定により行った承認とみなす。

(説明)

指定管理者が区立肥後細川庭園の管理を行うこととするほか、占用料の改定等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十二号

文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例
文京区立本郷給水所公苑条例（昭和五十二年四月文京区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中

一、六八八円	二、三四六円	二〇、七〇〇円	五五円
--------	--------	---------	-----

を

一、八一九円	二、五五〇円	二二、五〇〇円	六〇円
--------	--------	---------	-----

に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、既にこの条例による改正前の文京区立本郷給水所公苑条例の規定により徴収する

ものとされた占用料については、なお従前の例による。

(説明)

占用料を改定するため、本案を提出いたします。

議案第七十三号

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第一条 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十六年九月文京区条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正)

第二条 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(令和六年十二月文京区条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第七項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正)

第三条 文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(令和六年十二月文京区条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第四項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第四条 文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項、第四十九条第二号、第六十条第一項、第七十条第一項、第四項ただし書及び第十二項ただし書、第八十四条第一項、第八十九条第一項並びに第九十七条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第五条 文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正）

第六条 文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第七条 文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十四号

文京シビックセンター二十五・二十六階改修工事請負契約

右の議案を提出する。

令和七年二月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンター二十五・二十六階改修工事請負契約

文京シビックセンター二十五・二十六階改修工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京シビックセンター二十五・二十六階改修工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金三億六千六百十九万円

四 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目二十九番二十六―一〇一号

山口建設株式会社

代表取締役 山口巖

（説 明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和八年三月十六日まで
- 二 支出科目等 令和六年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和七年度 債務負担行為

議案第七十五号

文京シビックセンター二十五・二十六階改修機械設備工事請負契約
右の議案を提出する。

令和七年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンター二十五・二十六階改修機械設備工事請負契約

文京シビックセンター二十五・二十六階改修機械設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京シビックセンター二十五・二十六階改修機械設備工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金四億千二百五十万円
- 四 契約の相手方 酒井・高橋・松嶋建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区大塚六丁目十一番十二号

酒井工業株式会社

代表取締役 酒井孝

構成員 東京都文京区千石四丁目十四番十号

株式会社高橋管工社

代表取締役 高橋直和

構成員 東京都文京区本郷四丁目三十五番十四号

松嶋建設工業株式会社
代表取締役 安田洋之

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工期 契約締結の翌日から令和八年三月十六日まで
- 二 支出科目等 令和六年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和七年度 債務負担行為

議案第七十六号

区域外における公の施設の設置に関する協議について
右の議案を提出する。

令和七年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

区域外における公の施設の設置に関する協議について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の三第一項の規定により、豊島区が管理する公の施設を区の区域内に設置することについて、左記のとおり豊島区と協議する。

記

- 一 公の施設の名称 特別区道三一―一八〇
- 二 設置の場所 文京区大塚四丁目十二番一から十二番五までの一部及び百七番（別図表示）
- 三 面 積 二八三・六七平方メートル
- 四 経費の負担 公の施設の設置及び維持管理に関する経費は、豊島区が負担する。

（説 明）

豊島区が管理する公の施設を区の区域内に設置するに当たり、豊島区と協議を行うため、地方自治法第二百四十四条の三第三項の規定により、本案を提出いたします。

別図

- 公の施設の名称 特別区道三一―一一八〇
- 設置に係る協議箇所
- 補助第八〇号線拡幅範囲
- 行政界



